

静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る
行政処分実施要領の一部改正

要綱名 静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分実施要領

改 正 前

静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分実施要領

(目的)

第1条 (略)

(報告徴収、立入検査等)

第2条 (略)

(報告徴収、立入検査等の対象)

第3条 (略)

(報告徴収、立入検査の内容)

第4条 (略)

(改善命令の発出)

第5条 改善命令の発出は、次に掲げる事項に基づき実施する。

- (1) 改善命令書は別紙様式により行うものとする。
- (2) 報告徴収、立入検査を実施した結果を踏まえ、履行期限を命令日より起算して30日以内の期間に定める日をもって指定する。
- (3) 改善命令の対象となる所有者が中小企業等の軽減制度の対象となる場合には、その申請から決定までに要する期間を考慮して、履行期限を命令日より起算して60日以内の期間に定める日をもって指定する。
- (4) 改善命令書の送達は、法人の代表者に対して配達証明をもって行うのを原則とするが、法人が破産宣告を受けている場合には破産管財人に、清算中の場合には清算人に対して送付する。また、受領を拒否した場合には、送達すべき場所の郵便受箱等に命令書を置いて送達することができる。なお、この場合には複数の職員でこれを実施し、送達された様子を写真撮影するなどにより記録作成しておく。

(改善命令の履行の確認)

第6条 (略)

(弁明の機会の付与)

第7条 (略)

(行政処分の種類代執行)

第8条 (略)

(新設)

対 照 表

改 正 後

静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分実施要領

(目的)

第1条 (略)

(報告徴収、立入検査等)

第2条 (略)

(報告徴収、立入検査等の対象)

第3条 (略)

(報告徴収、立入検査の内容)

第4条 (略)

(改善命令の発出)

第5条 改善命令の発出は、次に掲げる事項に基づき実施する。

- (1) 改善命令書は別紙様式により行うものとする。
- (2) 報告徴収、立入検査を実施した結果を踏まえ、履行期限を命令日より起算して30日以内の期間に定める日をもって指定する。
- (3) 改善命令の対象となる所有者が中小企業等の軽減制度の対象となる場合には、その申請から決定までに要する期間を考慮して、履行期限を命令日より起算して60日以内の期間に定める日をもって指定する。
- (4) (削除)

(改善命令の履行の確認)

第6条 (略)

(弁明の機会の付与)

第7条 (略)

(行政処分の種類代執行)

第8条 (略)

(命令書等の送達)

第9条 改善命令書、弁明の機会の付与の通知及び代執行通知書(以下「命令書等」という。)の送達は、所有者本人に手交することを原則とする。所有者に手交できない場合は、所有者と一定の関係にあり、かつ送達の意義を理解し、命令書等を所有者に交付することが期待できる程度のわきまを有する者(以下「受領資格者」という。)に手交する。受領資格者に手交できない場合は、送達すべき場所の玄関内や郵便箱への投函にて送達する(以下「差置送達」という。)。差置送達が困難な場合は、所有者の住所、居所、営業所又は事務所に配達証郵便等による郵送で送達する。郵送が困難な場合は、命令書等の名称、所有者の氏名又は名称、いつでも手交できる旨を掲示する。この場合、掲示開始日から2週間が経過した時点で通知が所有者に送達されたものとみなす。

- 2 手交の際は、受領印や写真撮影、動画撮影等により送達を記録する。
- 3 差置送達の際は、複数人で実施し、送達の様子を写真撮影、動画撮影等により送達を記録する。
- 4 法人に送達する場合は、代表者に対して送達する。代表者の所在不明等の場合はその他役員に送達する。
- 5 法人が破産宣告を受けている場合は、破産管財人、清算中の場合は、清算人に送達する。
- 6 親子法人特例認定業者の場合は、認定を受けた事業者に対して送達する(事業者ごとに個別に送達する必要なし)。
- 7 所有者が逮捕、勾留その他処分により収容されている場合は、刑事施設の長に送達する。

改 正 前

別紙様式

○ ○ 第 号
令和 年 月 日

所在地 (法人特定のため必要)
法人名 (代表者名不要、<御中>不要)

静岡県知事 氏 名

改 善 命 令 書

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により、下記のとおり処分等措置を講ずることを命令する。

なお、この命令に違反した場合には、法第33条第1項の規定により罰せられることがある。

記

- 1 講ずべき処分等措置の内容
- 2 命令の履行期限
- 3 命令を行う理由
- 4 措置を講じないとき

(教示)

この処分について不服があるときは、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができる。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対してすることができる。ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、審査請求をすることができない。

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告（訴訟においては静岡県知事が静岡県の代表者となる。）として提起することができる。ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、上記1の審査請求を行った場合は、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の取消しの訴えを提起することができない。

担 当
電話番号

対 照 表

改 正 後

別紙様式

○ ○ 第 号
令和 年 月 日

所在地
法人名 (様不要)
代表者名 (様不要)

静岡県知事 氏 名

改 善 命 令 書

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり処分等措置を講ずることを命令する。

なお、この命令に違反した場合には、法第 33 条第 1 項の規定により罰せられることがある。

記

- 1 講ずべき処分等措置の内容
- 2 命令の履行期限
- 3 命令を行う理由
- 4 措置を講じないとき

(教示)

この命令について不服があるときは、次のとおり審査請求又は命令の取消しの訴えを提起することができる。

1 審査請求

この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、環境大臣に対してすることができる。ただし、命令の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、審査請求をすることができない。

2 命令の取消しの訴え

この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、静岡県を被告（訴訟においては静岡県知事が静岡県の代表者となる。）として提起することができる。ただし、命令の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、命令の取消しの訴えを提起することができない。

なお、上記 1 の審査請求を行った場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に命令の取消しの訴えを提起することができる。ただし、裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、命令の取消しの訴えを提起することができない。

担 当
電話番号

新 旧

要綱名 静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分実施要領

改	正	前
---	---	---

--

対 照 表

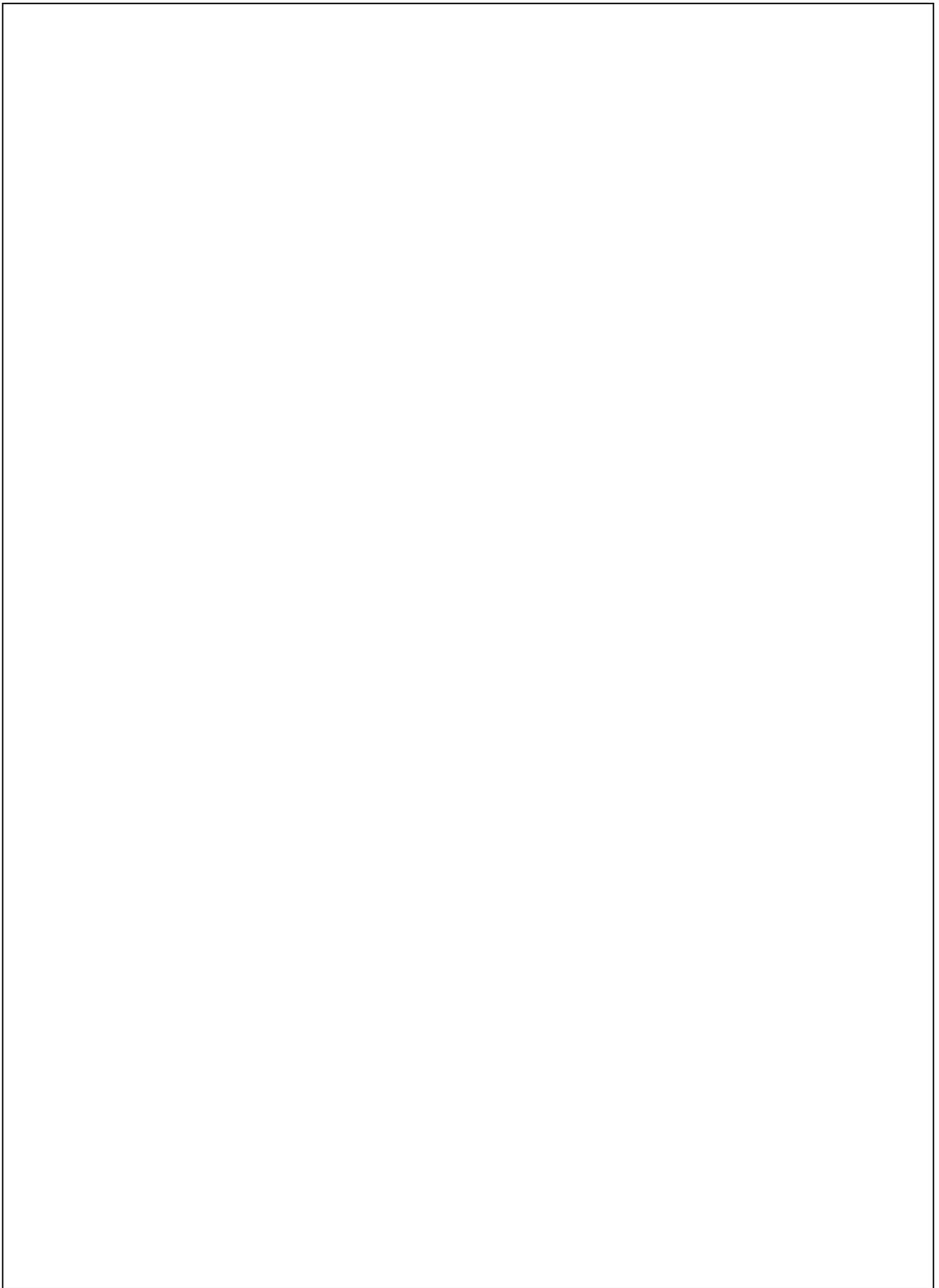
改 正 後

--

新 旧

要綱名 静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分実施要領

改	正	前
---	---	---



対 照 表

改 正 後

